

令和8年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引

提出期限 令和8年2月2日(月)

**提出先 宍粟市税務課資産税係または各市民局まちづくり推進課市民係
問い合わせ先 TEL:0790-63-3124(税務課直通)**

お知らせ

宍粟市の税務行政につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、償却資産（固定資産税）の申告についてご案内申し上げます。事業の用に供する償却資産を所有されている方は毎年1月1日時点で所有している償却資産を、当該資産が所在する市町村長に申告する義務があります。本手引きをよくお読みのうえ、申告書等を作成し、期限日までに提出していただきますようお願い申し上げます。

- 申告書を郵送で提出される方で受付押印後の控が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は、控の返送はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 転出、廃業等があった場合は、**申告書の備考欄**にその旨を記載して提出してください。
- 申告書等の様式は宍粟市ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.shiso.lg.jp/kurashi/zeikin/koteishisanzei/kotei_syoukyaku.html

検索サイトからも検索できます。

宍粟市 償却資産

検索



【目次】

I 償却資産の申告について	p1~2	V 非課税・課税標準の特例	p12~15
II 償却資産とは	p3~7	VI その他	p16
III 申告書等記入例	p8~10	○ 申告書のご提出の前に	裏表紙
IV 税額等の算出方法	p11		



宍粟市

I 償却資産の申告について

1. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、宍粟市内に事業の用に供することができる（必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを要するものではありません。）**償却資産**を所有している個人又は法人の方です。たとえば市内で工場や商店を個人経営していたり、駐車場やアパートなどを貸し付けていたりする人は申告が必要です。

具体的な事業の例

農林業、製造業、建設業、医療・薬局業、飲食業、理容・美容業、不動産賃貸業、太陽光発電事業 等

2. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。次に掲げる資産も申告が必要です。

- ア. 儲却資産（耐用年数を経過した資産でも、事業用として現在も使用又は使用できる状態で所有されている場合は申告が必要です。）
 - イ. 建設仮勘定で経理されている資産（1月1日現在で事業の用に供している資産）
 - ウ. 簿外資産（帳簿には記載されていないが、対象とができる資産）
 - エ. 遊休・未稼働資産（一時的に稼働を中止していても、事業の用に供する目的をもって所有されている場合は課税対象となります。）
 - オ. 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。例：機械の機能向上のための改造等）
 - カ. 福利厚生の用に供するもの（事業の用には直接供するものではないが、社宅や寮等の器具・備品等）
 - キ. **租税特別措置法**の規定を適用し、**即時償却**している資産（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産 等
- ※3ページに具体例を業種別に記載しています。申告の際に参考にしてください。

3. 申告の対象とならない資産

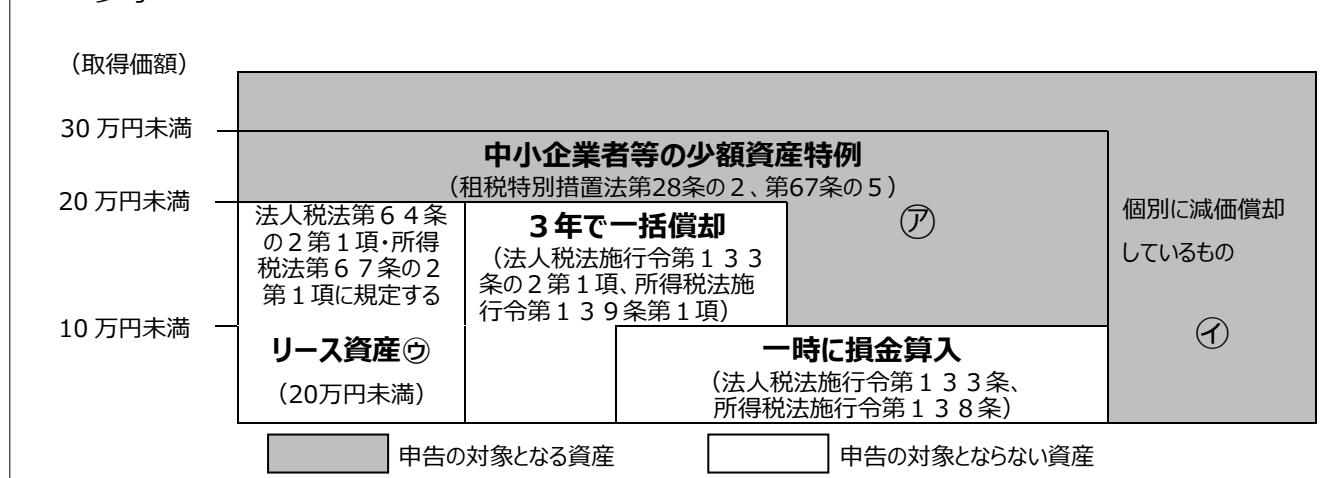
- ア. 自動車税又は軽自動車税の種別割の課税対象となるべきもの及びそれらの自動車等に取り付けたカーナビ等の設備で自動車用のもの
- イ. 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ウ. 繰延資産（創立費・開発費など）・棚卸資産（商品など）
- エ. 生物（ただし、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は「工具・器具及び備品」として課税対象となります。）
- オ. 美術品等（古美術品等、時の経過により価値の減少しないもの ※取得価額が1点 100万円未満のものは申告対象。）
- カ. 地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税の申告の対象から除外する**少額資産**
 - ・取得価額 10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
 - ・取得価額 20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
 - ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額 20万円未満のもの ※1

※ 少額資産であっても個別に減価償却されている資産については**申告対象**となります（下図①）。

※ 個人の場合、10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（申告対象外）。

※ 下図②の特例により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は損金算入した場合は**申告対象**です。

<<参考>>



4. 提出していただく書類

★申告案内の届いた方全員にご提出いただくもの

・「令和8年度 償却資産申告書」

※上記に加え、「種類別明細書」の提出が必要となる場合があります。下記の表をご参考にしてください。

申告する資産が多数存在し、用紙が足りない場合は宍粟市のホームページからも種類別明細書をダウンロードできます。

★初めて申告される方

令和8年1月1日現在、宍粟市内に所有するすべての償却資産について申告してください（丸印が別途必要書類）。新たに事業を開始された方や、今まで申告をしたことがない方が該当します。

提出書類 申告区分	種類別明細書		留意点
	増加・全資産用	減少資産用	
申告する資産がある方	○	×	宍粟市内に所在する全資産を種類ごとに記入
申告する資産がない方	×	×	申告書「18 備考」欄に、「該当資産なし」と記入

★前年度以前に申告された方

宍粟市から届く令和7年度の申告内容を記載した種類別明細書を参照し、前年中に増減があった資産について申告してください。令和7年1月1日以前に取得された資産についても、申告漏れがあれば、そちらも含めて申告してください。なお償却資産の申告に電子申告や企業電算処理方式による申告をご利用されている方につきましては次年度以降は送付物を一部省略して案内を送付します。全書類が必要である場合は、備考欄にその旨を記載してください。

提出書類 申告区分	種類別明細書		留意点
	増加・全資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	×	×	市から届いた種類別明細書(前年度申告分)で申告漏れがないことを確認し、申告書「18 備考」欄に、「増減なし」と記入
増加した資産がある方	○	×	増加資産用種類別明細書（緑色）に前年中に増加した資産をすべて記入
減少した資産がある方	×	○	減少資産用種類別明細書（赤色）に前年中に減少した資産をすべて記入
増加・減少資産が両方ある方	○	○	前年中に増加した資産は増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は減少資産用種類別明細書にそれぞれ記入
廃業・転出（事業所）された方	×	×	申告書「18 備考」欄に、「廃業」「転出」等を記入し、その年月日を記入

※前年中とは令和7年1月2日～令和8年1月1日までの間です。宍粟市が送付した申告書等様式に準じたものであれば、独自様式でも受付します。

※新たに課税標準の特例を受ける資産がある場合は、上記書類に加え、必要関係書類も提出してください（12～15ページ参照）。

5. 申告書の提出方法

① 郵送による提出（この冊子の裏表紙に宛名ラベルを印刷していますので、切り取ってお使いください。）

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所税務課資産税係

※収受日付のある申告書控えが必要な場合は、申告書の控えのほか返信用封筒（宛名を記入の上、所要額の切手を貼付）を同封してください。

② 宍粟市役所 本庁1階 税務課資産税係 または、各市民局まちづくり推進課市民係の窓口に持参

③ eLTAXで電子申告（詳しくはホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。）

※申告書の提出期限は令和8年2月2日（月）となっております。窓口混雑緩和のため、お早めのご申告をお願いいたします。可能であれば郵送又はeLTAXでの提出にご協力ください。

II 債却資産とは

1. 債却資産とは

債務資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価債務資産を除く。）で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上減価債務の対象となる資産（※必要経費又は損金に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外。）をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の種別割の課税対象は除きます。固定資産税は土地・家屋だけでなく所有している債務資産に対しても課せられます。

2. 申告対象となる主な債務資産の例（業種別）

対象となる主な債務資産の例	
全業種共通	看板、舗装路面、LAN配線、外構工事（門、塀、緑化施設等）、受変電設備（キュービクル等）、太陽光発電設備（※1）、パソコン、エアコン、コピー機、事務机・イス、応接セット、金庫、レジスター 等
農林業	草刈り機、耕耘機（手押し式）、トラクター（※2）、乾燥機、玄米貯蔵庫、精米機、ビニールハウス、チェーンソー、パワーショベル（※2） 等
製造業（食品・機械部品等）	製麺業に使用する設備（束機、温風機、機械改造費、天井扇 等）、その他食品製造に使用する機械（冷凍庫、冷蔵庫、ひき肉機 等）、フライス・旋盤、プレス機、測定工具、電気機械、工作機械、印刷機械、その他製造・加工・修理等に使用する機械装置、フォークリフト（※2）、貨車 等
建設業	建設現場に設置される仮設トイレ、土木機械、建設機械（※2）、工作機械、ブルドーザー、パワーショベル（※2）、その他自走式作業用機械等
自動車整備業、ガソリン給油業	タイヤチェンジャー、コンプレッサー、リフト、ガソリン計量機、洗車機、POSシステム、キャノピー、照明設備、価格表示看板、地下タンク 等
飲食・小売業	厨房設備、カウンター、陳列ケース、食卓、冷蔵庫、調理器具、什器備品、カラオケ、自動販売機 等
ホテル・旅館業	客室備品（冷蔵庫、ベッド等）、カラオケ、厨房設備、自動販売機、洗濯設備等
娯楽業	パチンコ台、スロットマシン、両替機 等
理容・美容業	理容・美容イス、サインポール、洗面設備、エステ器具、テレビ 等
医療・薬局業	医療用機器、調剤機器、光学検査機器、レントゲン、歯科診療ユニット 等
不動産賃貸業	看板・門、フェンス、自転車置き場、ごみ置き場、外灯、アスファルト舗装 等
太陽光発電事業	14,15ページに詳しく記載

※上の表は、債務資産の対象となる主な資産の例示です。表にないものについては、お問い合わせいただき、これらを参考のうえ判断してください。

※1 申告対象となる太陽光発電設備については14,15ページに詳しく記載しています。 ※2 これらは大型特殊自動車である場合のみ債務資産となります。

3. リース資産について

債務資産のファイナンス・リース取引のうち、リース会社に所有権があるもの（オペレーティング・リース、所有権移転外ファイナンス・リース）についてはリース会社に申告義務があります。一方、所有権移転ファイナンス・リース取引では原則として借主が納税義務者となるため借主に当該債務資産を申告していただく必要があります。ただし、本冊子のI章第3項の「力」の※1に該当する少額資産については、申告対象外です。

4. 債却資産の種類と具体例及びその耐用年数

資産の種類	対象となる主な償却資産の例（※）	構造又は用途及び細目	耐用年数
1 構築物	舗装路面・駐車場の舗装等	アスファルト	10
	看板（広告塔用） 注：店頭の立て看板は器具備品で3年	コンクリート 広告用、金属製（野立、ビルの屋上等） 広告用、その他	15 20 10
	フェンス	金属製	10
	塀	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	カーポート（屋根付き）	露天式立体駐車場とする場合は15年とできる	45
	庭園		20
	緑化施設等の外構工事（花壇、芝生、立木等が該当）	工場緑化施設	7
	その他家屋として取り扱わない構築物等	その他の緑化施設	20
			—
2 機械及び装置	看板	上記以外の看板で金属製（そで看板等）	18
	パーテーション・間仕切り（可動式のもの）	上記以外の看板で金属製以外	10
	電気設備	簡易なもの	3
		蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水設備	屋外設備、特定の業務用のもの	15
	空調設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下）	13
		その他のもの	15
	衛生設備		15
	消火設備		8
	その他建築設備（家屋と構造上一体となり、その家屋の効用を高めるものを除く。）		—
3 船 舶	モーターボート		4
4 航空機	飛行機（主に金属製の場合、重量により異なる） ヘリコプター、グライダー	主として金属製ではないもの 注：ローンは航空機ではない 用途で異なる	5 5
5 車両・運搬具	フォークリフト	大型特殊自動車に該当するものに限る	4
	大型特殊自動車 (自動車税、軽自動車税の課税対象以外のもの)	ナンバープレートの分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)	用途に応じて違う
6 工具・器具 及び備品	パソコン（サーバー用は除く） その他の電子計算機	スマートフォンはパソコン扱いとなる	4 5
	エアコン		6
	コピー機	接客用途にも使用するもの	5
	テレビ		5
	カメラ・デジタルカメラ	注：空撮用のローンなどもカメラに含まれる	5
	コンテナ	大型コンテナ（長さ6m以上のもの） その他のもの（金属製） その他	7 3 2

6 工具・器具 及び備品	事務机・事務椅子	主として金属製 / その他のもの	15/8
	応接セット	接客業用のもの / その他のもの	5 / 8
	ロッカー		15
	レジスター		5
	陳列ケース	冷凍・冷蔵機付きのもの	6
		その他のもの	8
	医療用機器	歯科診療用	7
		調剤用（調剤台、分包機等）	6
		手術用	5
	理美容器具		5
	フィットネス器具		3
	測定工具	電気工事で使用するテスター等	5
	自動販売機		5
	冷蔵庫		5
	パチンコ台		2
	飲食店の什器備品	陶器製・ガラス製のもの	2
	除雪機	その他のもの 人が搭乗しないもの	5 10

※上の表は償却資産の対象となるものの一例です。耐用年数について詳しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1,2,5,6をご参照ください。

5. 主な機械及び装置の耐用年数表

設備の種類	細目	備考	耐用年数
食料品製造業用設備	食肉処理加工設備、乾麺・生麺製造設備、パン・菓子類製造設備、漬物製造設備、精穀設備、小麦粉製造設備、その他	そうめん工場で使用される機械、天井扇なども	10
木材又は木製品製造業用設備 (家具を除く)	製材業用設備、チップ製造業用設備、その他木製品製造設備		8
家具又は装備品製造業用設備			11
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備		6
	その他の設備		10
印刷業用設備	デジタル印刷システム設備（印刷、写真製版）		4
	製本業用設備		7
	その他の設備		10
農業用設備	農業機械全般	草刈り機 等	7
林業用設備	パワーショベル（※1）等		5
総合工事業用設備	パワーショベル（※1）等		6
飲食料品小売業用設備			9
その他小売業用設備	ガソリンスタンド設備等		8
飲食店業用設備			8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備			13
太陽光発電設備			17

※1 たとえば同じパワーショベルでも総合工事業用として使用されるか林業用で使用されるかで耐用年数は異なります。

6.家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（附帯設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。下表を参考にしてください。

○家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となり、その家屋の効用を高めるもの。ただし、賃借人（テナント）等が取り付けたもの（特定附帯設備）は、賃借人等が償却資産として申告する必要があります。

○償却資産として取り扱うもの

構造的に家屋と一体でないもの、独立した機械・装置としての性格が強いもの、工場等において特定の生産または業務の用に供されるもの。

区分表（自己所有物件に取り付けた設備等の分類）

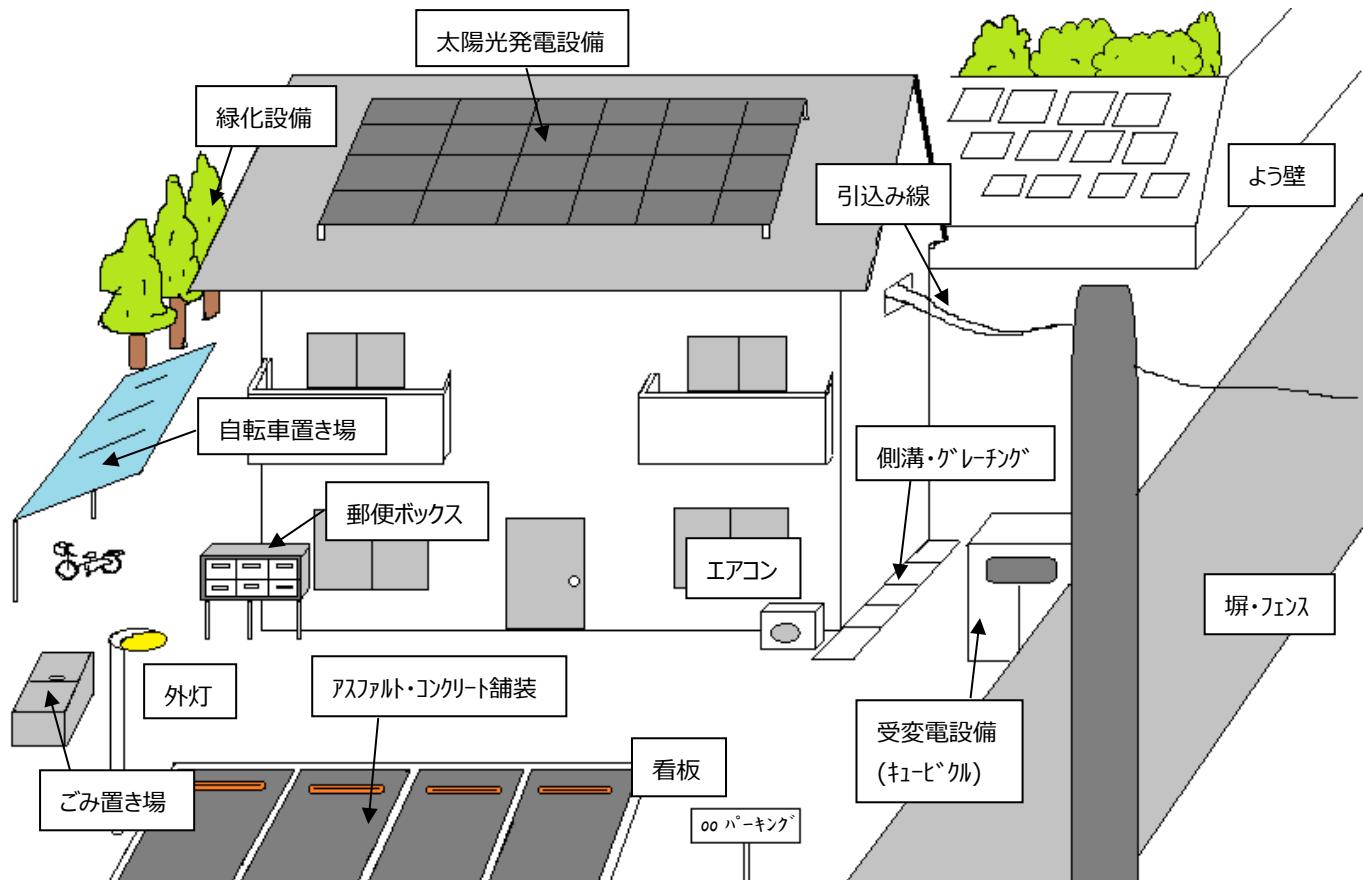
設備の種類	設備等の具体例	家屋	償却
建築工事	内装等：床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備・中央監視設備		○
	予備電源設備：発電機・蓄電池・無停電電源設備		○
	電灯設備（屋外）		○
	電灯設備（屋内）	○	
	電力引込線：引込工事		○
	LAN 設備、インターネット引込み線		○
	監視カメラ		○
	避雷設備	○	
	火災報知設備	○	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備		○
電話設備	配線・配管	○	
	電話機、交換機等の装置、器具類		○
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	○	
	消火栓設備のホース・ノズル、消火器		○
空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、業務用設備		○
	上記以外の設備（埋込型エアコン等）	○	
厨房設備・洗濯設備	飲食店、ホテル、病院、社員食堂等のサービス設備		○
	サービス設備以外の設備	○	
給排水衛生設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備		○
	上記以外の設備	○	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっていない設備		○
外構工事	門・扉・緑化設備、アスファルト舗装等		○
その他	駐車場設備：精算機、駐車券発行機、カーゲート		○
	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置		○
	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	○	
	間仕切（容易に取り外せないもの）	○	
	間仕切（つい立て程度のもの）		○
	ビニールハウス		○

※自己所有でない家屋の場合は上記表に掲載されている設備等はすべて償却資産に該当するため、設備を取り付けた賃借人（テナント）等に申告義務があります。

7.不動産賃貸業（市内に賃貸用アパート等を所有されている方）

市内に賃貸用アパート、共同住宅、貸駐車場等を所有されている方も、償却資産の申告が必要となる場合があります（土地・家屋とは別に固定資産税がかかります）。下記に申告の必要がある償却資産の一例を示していますので、これらの資産をお持ちの方は申告をお願いいたします。

申告対象の償却資産の例



ただし、共同住宅等の所有者でなく、賃借人等が自身で事業用に設置したものについては、賃借人等に申告義務がありますので注意してください。

8.大型特殊自動車の見分け方について（特殊自動車の分類）

大型特殊自動車に該当した場合、固定資産税（償却資産）の課税対象（申告対象）となります。それ以外のものは小型特殊自動車となり、こちらは軽自動車税（種別割）の課税対象です。詳しい分類については下記でご確認ください。

特殊自動車の種類	大型特殊となる条件	自動車の大きさ		
農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高時速 35km/h 以上のもの	長さ	幅	高さ
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、ダンパ、フォークリフト、ホイール・ハンマ、ホイール・クレーン、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、その他国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（キャタピラ走行車等）	自動車の大きさ（長さ、幅、高さ）のいずれかが右欄を超えるもの	4.70m	1.70m	2.80m
	右欄以下の大きさであっても、最高時速 15km/h を超えるもの			

※左の表に該当しない特殊自動車は小型特殊自動車となり、公道を走らずともナンバーを取得していただく必要があります。なお、コンバインや乗用型の田植機は小型特殊自動車となります。ポール・トレーラーは無条件で大型特殊自動車となります。

III 申告書等記入例

申告書

<1 住所・2 氏名>
宍粟市から発送の申告書
にはプレ印字されています。
住所・氏名が間違っている
ことを確認してください。

申告書提出日を記載してください。
受付印
令和 年 月 日
兵庫県宍粟市長 殿

<3 個人番号又は法人番号>
個人番号又は法人番号を右
詰めで記載してください。

<4 事業種目・5 事業開始年月>
事業種目・事業開始年月を記載し
てください。法人は資本金の額も記
載してください。

<所有者コード>
本市から送付した申告書の場合はプレ印
字されています。独自様式の場合のみコー
ドを転記してください。

<6 この申告に応答する者
の係及び氏名>
この申告で対応される方
の係と氏名、電話番号を記
載してください。
<7 税理士等の氏名>
税理士等に委託している場
合は記載してください。

令和 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)																																																																																																																																																																													
※ 所 有 者 コ ー ド																																																																																																																																																																													
所 有 者	1 住 所	〒671-2593 ひょうごけんしそうしやまさきちょうなかびろせ 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 (電話 0790-63-3000)			3 個人番号又は 法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	8 短縮耐用年数の承認	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																					
	2 氏 名	しそう しかぶしきがいしゃ 宍粟市株式会社 代表取締役 宍粟太郎 (屋号)			4 事業種目 (資本金等の額)	土木業 (10 百万円)	9 増加償却の届出	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																					
	5 事業開始年月	昭和60 年 10 月			10 非課税該当資産	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																							
	6 この申告に応答する者 の係及び氏名	経理課 宍粟花子 (電話 0790-63-3000)			11 課税標準の特例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																							
	7 税理士等の氏名	(電話)			12 特別償却又は圧縮記帳	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																							
					13 税務会計上の償却方法	比率法 定額法																																																																																																																																																																							
					14 青色申告	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">取 得 価 額</th> <th colspan="6">資産の種類</th> </tr> <tr> <th colspan="4">前年前に取得したもの (イ)</th> <th colspan="2">前年中に減少したもの (ロ)</th> <th colspan="2">前年中に取得したもの (ハ)</th> <th colspan="2">計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)</th> <th colspan="2">資産の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td colspan="4">1,800,000</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">2,000,000</td> <td colspan="2">3,800,000</td> <td>15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地</td> <td>① 宍粟市山崎町中広瀬133番地6</td> </tr> <tr> <td>2 機械及び 装置</td> <td colspan="4">5,200,000</td> <td colspan="2">3,200,000</td> <td colspan="2">11,500,000</td> <td colspan="2">13,500,000</td> <td></td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>3 船 舶</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>4 航 空 機</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>16 借用資産 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input)="" type="checkbox"/></td> <td>貸主の名称等 宍粟リース(株)</td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運 搬</td> <td colspan="4"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>17 事業所用家屋の所有区分</td> <td>自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具 及び備品</td> <td colspan="4">5,000,000</td> <td colspan="2">150,000</td> <td colspan="2">650,000</td> <td colspan="2">5,500,000</td> <td>18 備考(添付書類等)</td> <td>決算 12月 特例資産に係る添付書類</td> </tr> <tr> <td>7 合 計</td> <td colspan="4">12,000,000</td> <td colspan="2">3,350,000</td> <td colspan="2">14,150,000</td> <td colspan="2">22,800,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の種類</th> <th>評 価 額 (示)</th> <th>* 決 定 価 格 (ヘ)</th> <th>* 課 税 標 準 額 (ト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び 装置</td> <td></td> <td>記載する必要はありません。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船 舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航 空 機</td> <td></td> <td>ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載ください。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運 搬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具 及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>										取 得 価 額				資産の種類						前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)		資産の種類		1 構築物	1,800,000						2,000,000		3,800,000		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 宍粟市山崎町中広瀬133番地6	2 機械及び 装置	5,200,000				3,200,000		11,500,000		13,500,000			②	3 船 舶												③	4 航 空 機											16 借用資産 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input)="" type="checkbox"/>	貸主の名称等 宍粟リース(株)	5 車両及び運 搬											17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/>	6 工具、器具 及び備品	5,000,000				150,000		650,000		5,500,000		18 備考(添付書類等)	決算 12月 特例資産に係る添付書類	7 合 計	12,000,000				3,350,000		14,150,000		22,800,000					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の種類</th> <th>評 価 額 (示)</th> <th>* 決 定 価 格 (ヘ)</th> <th>* 課 税 標 準 額 (ト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び 装置</td> <td></td> <td>記載する必要はありません。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船 舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航 空 機</td> <td></td> <td>ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載ください。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運 搬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具 及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										資産の種類		評 価 額 (示)	* 決 定 価 格 (ヘ)	* 課 税 標 準 額 (ト)	1 構築物					2 機械及び 装置		記載する必要はありません。			3 船 舶					4 航 空 機		ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載ください。			5 車両及び運 搬					6 工具、器具 及び備品					7 合 計				
取 得 価 額				資産の種類																																																																																																																																																																									
前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)		資産の種類																																																																																																																																																																			
1 構築物	1,800,000						2,000,000		3,800,000		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① 宍粟市山崎町中広瀬133番地6																																																																																																																																																																	
2 機械及び 装置	5,200,000				3,200,000		11,500,000		13,500,000			②																																																																																																																																																																	
3 船 舶												③																																																																																																																																																																	
4 航 空 機											16 借用資産 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input)="" type="checkbox"/>	貸主の名称等 宍粟リース(株)																																																																																																																																																																	
5 車両及び運 搬											17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																	
6 工具、器具 及び備品	5,000,000				150,000		650,000		5,500,000		18 備考(添付書類等)	決算 12月 特例資産に係る添付書類																																																																																																																																																																	
7 合 計	12,000,000				3,350,000		14,150,000		22,800,000																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産の種類</th> <th>評 価 額 (示)</th> <th>* 決 定 価 格 (ヘ)</th> <th>* 課 税 標 準 額 (ト)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 機械及び 装置</td> <td></td> <td>記載する必要はありません。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 船 舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航 空 機</td> <td></td> <td>ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載ください。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運 搬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具 及び備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										資産の種類		評 価 額 (示)	* 決 定 価 格 (ヘ)	* 課 税 標 準 額 (ト)	1 構築物					2 機械及び 装置		記載する必要はありません。			3 船 舶					4 航 空 機		ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載ください。			5 車両及び運 搬					6 工具、器具 及び備品					7 合 計																																																																																																																															
資産の種類		評 価 額 (示)	* 決 定 価 格 (ヘ)	* 課 税 標 準 額 (ト)																																																																																																																																																																									
1 構築物																																																																																																																																																																													
2 機械及び 装置		記載する必要はありません。																																																																																																																																																																											
3 船 舶																																																																																																																																																																													
4 航 空 機		ただし、電算処理により全資産を申告される方は記載ください。																																																																																																																																																																											
5 車両及び運 搬																																																																																																																																																																													
6 工具、器具 及び備品																																																																																																																																																																													
7 合 計																																																																																																																																																																													

<18 備考(添付書類等)>
次のような事項があれば記載してください。
・決算月(法人のみ)
・廃業、移転等の年月日
・前年中に資産の増減が無かった場合(「増減なし」と記載してください。)
・特例等に係る添付書類の名称等

<8~14 課税標準の特例
など>
該当するものを○で囲んで
ください。
8~11 で有に該当する場
合は必要書類を添付してく
ださい。

<15 市(区)町村内における
事業所等資産の所在地>
資産の所在地を記載してく
ださい。資産が多くある場合は
代表となる資産の所在地を
記載してください。

<16 借用資産>
借用資産がある場合は貸主
の名称等を記載してください。

<17 事業所用家
屋の所有区分>
該当するものを囲
んでください。

種類別明細書（増加）

申告年度を記載してください。

年度

所有者コード

記載する必要はありません。

<取得価額>
該当資産の取得価額を右詰めで記載してください。
圧縮記帳は認められていませんので、圧縮額を含めた金額を記載してください。
資産を事業用・非事業用どちらにも使用されている場合、取得に要した費用の全てが取得価額になります。（あん分はしません。）
取得資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載してください。

<所有者名>

所有者名を記載してください。

<○枚のうち○枚目>
種類別明細書(増加)のみの枚数を記載してください。

行 番 号	資産コード	資産の名称等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額 (⁽¹⁾)	耐 用 年 数	減 価 償 額 (⁽²⁾)	所 有 者 名			1 枚 の うち 1 枚 目
								価	額 (⁽³⁾)	※課税標準の特例コード	
01	1	事務所 敷地フェンス	1	5 06 8	2000000	10	0.	十億 千 百 十 万 千 百 十 円	十億 千 百 十 万 千 百 十 円	1 2 3 4	1 2 3 4
02	2	記載する必要はありません。		パワーショベル	10500000	8	0.			1 2 3 4	1 2 3 4
03	2			コンプレッサー	1000000	10	0.			1 2 3 4	1 2 3 4
04	6			エアコン	150000	6	0.			1 2 3 4	1 2 3 4 申告漏れ
05	6			ノートパソコン	500000	4	0.			1 2 3 4	1 2 3 4
06							0.			1 2 3 4	1 2 3 4
07							0.			1 2 3 4	1 2 3 4
08							0.			1 2 3 4	1 2 3 4
09							0.			1 2 3 4	1 2 3 4

<資産の種類>
資産の種類に対応する番号を記載してください。

- 1…構築物
- 2…機械及び装置
- 3…船舶
- 4…航空機
- 5…車両及び運搬具
- 6…工具、器具及び備品

<資産の名称等>
該当資産の名称を左詰めで記載してください。
なお、名称が 20 文字を超える場合は 20 文字以内となるよう省略して記載してください。

<取得年月>
取得した年月を記載してください。
年号については、
平成…4
令和…5
のうち対応する番号を記載してください。

<耐用年数>
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる
耐用年数を記載してください。
短縮耐用年数や見積耐用年数の場合はその
耐用年数を記載してください。

<増加事由>
増加した理由を記載してください。
新品取得…1
中古品取得…2
移動による受入…3
その他…4

17								0.		1 2 3 4	
18								0.		1 2 3 4	
19		合計を記載してください。						0.		1 2 3 4	
20								0.		1 2 3 4	

小計

14150000

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

<摘要>
非課税や課税標準の特例を利用する場合に記載してください。
増加事由が「4その他」に該当する場合はその理由を記載してください。

種類別明細書（減少）

申告年度を記載してください。

年度

※ 所有者コード		記載する必要はありません。	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量
01	2 00000012	パワーショベル	1 3 63 7
02	2 00000183	コンプレッサー	1 4 5 6
03	6 00000200	パソコン	1 4 13 4
04			
05			

種類別明細書（減少資産用）

所有者名

所有者名を記載してください。

○枚のうち○枚目

種類別明細書（減少）のみの枚数を記載してください。

所有者名

宍粟市株式会社

1枚の
1枚

摘要
資産の一部に売却や移動があった場合、その理由を具体的に記載してください。

摘要

取得価額40万円(2台)のうち15万円(1台)減少

記載する必要はありません。

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

1・2・3・4 1・2

</div

IV 税額等の算出方法

1. 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を元に、資産一品ごとに次の計算により求めます。

- 前年中に取得のもの（初年度は一律半年償却を行います。）
取得価額×★減価残存率（1 - 耐用年数に応ずる減価率×1/2）=評価額
- 前年前に取得のもの
前年度の評価額×★減価残存率（1 - 耐用年数に応ずる減価率）=評価額

算出した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

★減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	★減価残存率		耐用年数	減価率(r)	★減価残存率		耐用年数	減価率(r)	★減価残存率	
		前年中取得(1-r/2)	前年前取得(1-r)			前年中取得(1-r/2)	前年前取得(1-r)			前年中取得(1-r/2)	前年前取得(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	55	0.041	0.979	0.959
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

2. 課税標準額

賦課期日現在における全資産の評価額の合計額（決定価格）が課税標準額となります。

なお、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の評価額に、特例率を乗じた額が課税標準額となります。

★免税点

償却資産の課税標準となるべき額が150万円未満の場合は免税点未満となり、償却資産については課税されません。

なお、150万円未満であるかどうかは、全償却資産の課税標準額の合計で判断します。

3. 税額の算出方法

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

※土地・家屋を所有されている場合は、土地・家屋を含めた課税標準額の合計で計算します。

実際の申告では評価額の算出以降は宍粟市で行いますので、計算していただく必要はありません。

具体的な計算例は市のホームページに掲載していますので、詳しくはそちらを参照してください。

4. 納期

固定資産税の納期は、第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（11月）、第4期（2月）の年4回で、5月初旬に年税額を記載した納税通知書を送付します。途中で修正申告等により申告内容の修正があった場合は、税額を再計算し、通知書を隨時発送します。

V 非課税・課税標準の特例

1. 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条並びに第14条の2に定める資産については非課税となります。

2. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例の適用を受ける場合は、下記の表を参考に申告書等とともに添付書類を提出してください。

★適用償却資産の例（主なもの）

根拠法令		特例対象資産	特例率	添付書類
地方税法 第349条 の3	第3項	農業協同組合等が所有する 共同利用機械及び装置	最初の3年間 1/2	補助金交付決定書や資 金の貸付を受けたことが 分かる書類の写し
地方税法 附則 第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法による 汚水又は廃液の処理施設	1/2	特定施設設置届出書の 写し、仕様書等
	第2項第2号	廃棄物処理法による ごみ処理施設	1/2	一般廃棄物処理施設設 置許可申請書及び許可 証の写し、仕様書等
	第2項第3号	廃棄物処理法による 一般廃棄物の最終処分場	2/3	
	第2項第4号	廃棄物処理法による 産業廃棄物処理施設	1/3	産業廃棄物処理施設設 置許可申請書及び許可 証の写し、仕様書等
	第25項第1号イ 第25項第3号イ	再生可能エネルギー事業者支 援事業費に係る補助を受けて 取得した太陽光発電設備	いずれも最初の3年間 (1000kW未満)2/3 (1000kW以上)3/4	再生可能エネルギー事業 者支援事業費補助金交 付決定通知書
	第43項	中小企業者等が市の認定を 受けた「先端設備導入計画」 に基づいて取得した先端設備	1/2または1/4	次ページに記載

※上記以外にも特例が適用となる場合がございますので、ご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

※税制改正により変更となる場合があります。

3. 中小企業等経営強化法による課税標準の特例（地方税法附則第15条第43項）

① 中小事業者等が、② 適用期間内に、③ 雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市区町村のから認定を受けた「先端設備導入計画」に基づいて、④ 一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が **3年間、2分の1に軽減**されます。

また、計画に位置付けた**賃上げの方針が3%以上のもの**である場合は **5年間にわたって4分の1に軽減**されます。

① 中小事業者等とは

- ・資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人

※ただし、次の法人は、たとえ資本金が 1 億円以下でも中小企業者等とはなりません。

① 同一大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人、資本金又は出資金の額が 5 億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人

② 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間（2 年間）

③ 一定の設備とは

〈先端設備等の要件〉

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

・要件：年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の種類	最低価格 (1台1基又は 一の取得価額)	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備（※1）	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※1：償却資産として課税されるものに限る。

※2：中古資産は対象外となります。

※3：上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がありますので、ご注意ください。

年平均の投資利益率の計算方法

（営業利益 + 会計上の減価償却費）の増加額（設備の取得等をする翌年度以降 3 年度の平均額）

設備投資額（設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額）

賃上げ表明の有無による特例率、適用期間の違い

賃上げ表明	設備の取得時期	特例率	適用期間
1.5%未満	（特例の適用はありません。）		
1.5%以上	R7.4.1 ~ R9.3.31	2 分の 1	3 年間
3%以上	R7.4.1 ~ R9.3.31	4 分の 1	5 年間

※賃上げ方針の表明： 雇用者給与等支給額の増加率が **1.5%以上又は3%以上**となる表明が必要

★申告に必要な添付書類

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・先端設備等導入計画に関する確認証（工業会等の証明）の写し
- ・投資計画に関する確認証（工業会等の証明）の写し

※所有権移転外リースが行われ、リース会社が申告をする場合には、上記の3点に加え、「リース契約書の写し」、
公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書の写し」も添付してください。

★注意事項

先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが「必須」となります。ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定までに工業会等の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会等の証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。

※中小企業等経営強化法や先端設備等導入計画の詳細につきましては、中小企業庁の公式サイトをご確認ください。

4.太陽光発電設備について

★申告が必要な設備所有者

	申告が必要な場合	申告の必要がない場合
法人	事業用の資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず、申告対象となります。	家屋の屋根材（ソーラーパネル葺）として家屋と一体となっているものは、家屋の評価額に含まれているため、申告の必要はありません。
個人 (事業用)	個人で工場や商店などを経営又は駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、法人の場合と同様、申告対象となります。	家屋の屋根材（ソーラーパネル葺）として家屋と一体となっているものは、家屋の評価額に含まれているため、申告の必要はありません。
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量（10 kW以上）の全量又は余剰売電する場合は、売電事業用の資産となり、申告対象となります。	家屋の屋根材（ソーラーパネル葺）として家屋と一体となっているものは、家屋の評価額に含まれているため、申告の必要はありません。また、発電出力量が10 kW未満の場合は、売電するための事業用資産となりませんので申告する必要はありません。

※複数の太陽光発電設備を所有されている方は、どの設備の申告かわかるように設備の所在地番も記載してください。

★対象となる設備

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、送電設備、電力量計 等

※ペロブスカイト太陽電池を使用した、グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した設備も対象となります。

★太陽光発電設備にかかる課税標準の特例について

対象となるのは、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT、FIP)の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている設備です。特例を受ける場合、申告時に下表書類の添付をお願いします。

※令和6年3月31日までに取得した太陽光発電設備については、改正前の税法が適用されます。

なお、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した設備については、一部取り扱いの変更がありますので、次ページの(表1)をご確認ください。

(表1)

取得期間： 令和6年4月1日～令和8年3月31日

設備の種類	発電出力	特例率	添付書類
太陽光発電設備（再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金対象の設備）	1000kW 未満	2/3	・再生可能エネルギー補助金交付決定通知書の写し ・発電設備の発電出力(kW)が確認できる書類
	1000kW 以上	3/4	

※特例が適用される期間は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分となります。

5. その他の再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・バイオマス・水力）について

取得期間： 令和6年4月1日～令和8年3月31日

設備の種類	発電出力	特例率	添付書類
水力発電設備	5000kW 未満	1/2	・経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し ・発電設備の発電出力(kW)が確認できる書類
	5000kW 以上	3/4	
バイオマス発電設備	10000kW 未満	1/2	・経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し ・発電設備の発電出力(kW)が確認できる書類
	10000kW 以上	2/3	
	20000kW 未満	(6/7)	

※特例対象となるのは固定価格買取制度の認定を受けた設備に限ります。
期間は太陽光発電設備と同じです。

※上記バイオマス発電設備のうち、木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマス（農産物残渣由来のもの）を電気に変換する設備（10000kW 以上 20000kW 未満に限る）の特例率は括弧内の率となります。

風力・地熱発電設備を所有されている方につきましては、市役所税務課資産税係までお問合せください。

VI その他

1. 国税との主な違い

国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項目	固定資産税の扱い	国税の扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法 (国税の「旧定率法」で使用する 償却率と同じ率を、固定資産評価 基準別表第15「耐用年数に応する 減価率表」に規定)	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳	認められません※1	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却（所得税・法人税）	認められます※2	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5（5%）	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区分評価（改良を加えられた 資産と改良費を区分して評価します）	原則区分評価、一部合算評価も可

※1 固定資産税の取り扱いでは、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。

※2 法人税法施行令第60条(所得税法施行令第133条)の規定による増加償却又は旧法人税法施行令第60条の2(旧所得税法施行令第133条の2)に規定する陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。増加償却を行った資産がある場合、**税務署長への届出書の写し**を申告時に添付資料として提出してください。**短縮耐用年数**を適用している資産を所有されている場合は、**国税局長の承認書の写し**又は**国税局長への届出書の写し**を添付してください。

2. 申告漏れ、不申告、虚偽の申告について

宍粟市では、地方税法第354条の2の規定に基づき、税務署で所得税又は法人税に関する書類の閲覧を毎年行っています。閲覧し、申告漏れや不申告が発覚した場合は、申告の督促が行われ、最終的には地方税法第17条の5の規定により5年間さかのぼり、推定評価により課税されます。また、正当な理由なく申告をしない場合は、宍粟市税条例第75条の規定により10万円以下の過料が科せられるほか、虚偽の申告の場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金等を科せられることになりますので、ご注意ください。

3. 実地調査のお願い

宍粟市では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、固定資産の実地調査を行っています。償却資産についても、所得税又は法人税の申告書類や固定資産台帳の開示又は写しの提示を求める場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

4.個人番号・法人番号の記入について

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、償却資産申告書に個人番号又は法人番号の記入が必要です。マイナンバーを記入した申告書を提出いただく場合、マイナンバー法に定める番号確認資料及び身元確認資料の添付が必要となります。法人番号を記入した申告書を提出いただく場合または電子申告の場合は身元確認資料の提出は不要です。

★本人からの提出の場合 … 番号確認資料：マイナンバーカード（裏面）、個人番号通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し 等
身元確認資料：マイナンバーカード（表面）、運転免許証、プレ印字された申告書 等

※個人番号通知カードを番号確認資料とする場合は、カードに記載された氏名、住所等が住民票と完全に一致している場合のみ有効となります。また、身元確認のために個人番号通知カードと一緒に顔写真付き証明書もご提出ください。

★代理人からの提出の場合 … 上記資料の写し（**申告者自身のもの**）に加え、代理人の身元確認ができる顔写真付き証明書の写し、さらに代理権確認資料として**委任状**または**税務代理権限証書**

※郵送で提出される場合は上記資料の写しを同封してください。ただし代理権確認資料は原本をお願いします。

※マイナンバーの記入がない場合でも申告書は有効なものとして受理します。また本人確認資料等に不備があった場合は、マイナンバーの記入はないものとして受理します。

申告書提出の前にもう一度ご確認ください！

（チェック）

申告書に連絡先の記入はされていますか？

・経理の担当者がいらっしゃる場合は、「6.この申告に応答する者の係及び氏名」欄にも記入してください。
税理士の方が連絡を受け付けられる場合は、「7.税理士等の氏名」欄にも記入してください。

個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記入はされていますか？

減少（除却）した資産はありませんか？

・減少資産がある場合は、全資産用の明細書を確認のうえ、種類別明細書（減少資産用）に該当資産名、コードを記載して申告書と一緒に提出してください。

返信用封筒は同封されていますか？

・申告書（控）等の返送を希望される場合は、申告書の控えのほか、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※窓口の混雑緩和のため郵送又はeLTAXでの提出にご協力をお願いいたします。

※eLTAXについてのご利用方法等のお問合せはeLTAXヘルプデスクまで。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電 話：0570-081459（ハイシンコク）

〒671-2593

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市役所 税務課 資産税係

償却資産担当 行